

特別養護老人ホーム東和荘契約書

社会福祉法人東和仁寿会（以下「事業者」という。）と_____（以下「利用者」という。）とは、利用者が特別養護老人ホーム東和荘（以下「ホーム」という。）における居室及び共同施設を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護老人福祉施設サービス等を受け、これに対する利用料を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

（目的）

第1条 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共同施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。

2 利用者に対して実施する介護老人福祉施設サービスの内容は、施設サービス計画を作成し、これに従ってサービスを提供します。

3 利用者は、第15条に定める契約終了事由がない限り、この契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（施設サービス計画の決定・変更）

第2条 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定します。

3 事業者は、6ヶ月に1回、若しくは利用者及びその家族の要請に応じて、契約担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険の基準サービス）

第3条 事業者は、介護保険の基準サービスとして、利用者に入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

（介護保険の基準外サービス）

第4条 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付対象外のサービスを提供するものとします。

- (1) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (2) 利用者に対する理美容サービス
- (3) 別に定めるところに従って行なう利用者からの貴重品の管理
- (4) 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

2 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

（運営規程の遵守）

第5条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対してこの契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行なうものとします。

2 この契約における運営規程については、事業者、利用者とも遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。

3 利用者は、前項の変更不同意である場合には、この契約を解約することができます。

（サービス利用料金の支払い）

第6条 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載された割合の額に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。

但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

3 第4条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

4 前項の他、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者に支払うものとします。

5 前4項に定めるサービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月25日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

6 1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

（利用料金の変更）

第7条 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該利用サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他のやむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して、変更を行なう日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

（事業者及び職員の義務）

第8条 事業者及び職員は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

2 事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合は、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため利用者に対し、避難、救出その他必要な訓練を行なうものとします。

4 事業者及び職員は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

5 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。

6 事業者は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

（守秘義務等）

第9条 事業者又は職員は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務はこの契約が終了したあとも継続します。

2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 事業者は、第19条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行なう場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書で利用者の同意を得るものとします。

（利用者の施設利用上の注意義務等）

第10条 利用者は、居室及び共同施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用するものとします。

2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及び職員が利用者の居室に立入り、必要な措置をとることを認められるものとします。ただし、その場合事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 利用者は、施設の設定について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 利用者の心身等の状況により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共同施設設備の利用方法等を決定するものとします。

（利用者の禁止行為）

第11条 利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは認められません。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) 職員又は他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうこと
- (3) その他決められた物以外の持ち込み

（損害賠償責任）

第12条 事業者は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第13条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者若しくは職員の指示、依頼に反して行なった行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 14 条 事業者は、契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他の自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に事業者は、利用者に対して既に実施したサービスについてはサービス利用料金の支払を請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払については、第 6 条第 5 項の規定を準用します。

(契約の終了事由)

第 15 条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、この契約に定めるところに従い事業者が提供したサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第 1 6 条から第 1 8 条に基づきこの契約が解約又は解除された場合

(利用者からの中途解約等)

第 16 条 利用者は、この契約の有効期間中に契約を解約することができるものとします。この場合には、利用者は契約の終了を希望する日の 7 日前までに、事業者へ通知するものとします。

2 利用者は、第 5 条第 3 項、第 7 条第 3 項の場合及び利用者が入院した場合には、この契約を即時に解約することができます。

3 利用者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退所した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、この契約は解約されたものとします。

4 第 6 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

(利用者からの契約解除)

第 17 条 利用者は、事業者若しくは職員が以下の事項に該当する行為を行なった場合にはこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者若しくは職員が正当な理由なくこの契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業者若しくは職員が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者若しくは職員が故意又は過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合若しくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第 18 条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、この契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 6 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が故意又は重大な過失により事業者又は職員若しくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行なうことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者が連続して 30 日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合
- (5) 利用者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護療養型医療施設に入院した場合

(契約の終了に伴う援助)

第 19 条 この契約が終了し、利用者が退所する場合には、前項の場合を除き、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行なうものとします。

- (1) 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(利用者の入院に係る取扱い)

第 20 条 利用者が病院又は診療所に入院した場合、1ヶ月以内に退院すれば退院後も再び施設に入所できるものとします。

2 前項における入院期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者を支払うものとします。

3 第 1 8 条第 4 号による事業者からの契約解除があった場合でも、利用者が入院後概ね 3 ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び施設に優先的

に入所できるよう務めるものとします。又施設が満室の場合でも短期入所生活介護等を優先的に利用できるよう務めるものとします。

(居室の明け渡し)

第 21 条 利用者は、第 15 条第 2 号から第 6 号によりこの契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 10 条第 3 項その他の条項に基づく義務を履行したうえで、居室を明け渡すものとします。

2 利用者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。

3 利用者は、第 19 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。

4 第 1 項の場合に 1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については、第 6 条第 5 項を準用します。

(残置物の引取等)

第 22 条 利用者は、この契約が終了した後、利用者の残置物がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。

2 前項の場合、事業者はこの契約を終了した後、利用者又は残置物引取人にその旨を連絡するものとします。

3 利用者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。

但し、利用者又は残置物引取人は特段の事情がある場合には、速やかに事業者はその旨を連絡するものとします。

4 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間を過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引渡すものとします。

但し、その引渡しに係る費用は契約者又は残置物引取人の負担とします。

5 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で契約者からの預り金等の自己管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

(一時外泊)

第 23 条 利用者は事業者の同意を得たうえで概ね 1 週間以内の期間でホーム外で宿泊することができるものとします。この場合、利用者は宿泊開始日の 2 日前までに事業者に届け出るものとします。

2 前項に定めたる宿泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

(苦情処理)

第 24 条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 25 条 この本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

この契約を証するため、本書二通を作成し双方署名押印の上、各自一通を保有します。

令和 年 月 日

事業者 岩手県花巻市東和町東晴山 7 区 1 6 番地
特別養護老人ホーム 東和荘（指定番号 0372400192）
社会福祉法人 東和仁寿会
理事長 楊 恵 珠 ㊞

利用者住所
氏名 ㊞

身元引受(代理)人住所
氏名 ㊞